

2017(平成29)年8月16日

株式会社リープ

代表者 代表取締役 土谷一義 様

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理事長 鈴木尉友



〒650-0011

神戸市中央区下山手通5-7-11

兵庫県母子会館2階C

TEL : 078-361-7201

FAX : 078-361-7205

URL : <http://hyogo-c-net.com>

[連絡先] 担当: 弁護士 友久康弘

TEL : 079-284-9100

FAX : 079-284-9102

差止請求書

当法人は、兵庫県神戸市に事務所をおき、消費者被害防止・救済のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用の差止請求活動を行うことを目的とし、2008年（平成20年）5月28日に内閣総理大臣から適格消費者団体の認定を受けた団体です。

貴社の会員規約上の条項に関し、消費者契約法41条1項に基づく請求として本差止請求書を差し出します（従って、本書が貴社に到達すべき時期から1週間を経過した後には、消費者契約法の定める差止請求に係る訴えを提起することができます）。

つきましては、本差止請求書に対して、本書到達後1週間以内に文書で貴社のご対応をご回答ください。

なお、本書面並びに本書面に対する貴社からのご回答の有無及びその内容等、本請求に関する経緯・内容についてはすべて公表させていただきますので、この旨申し添えます。

記

第1 請求の要旨

- 1 貴社が消費者と会員契約を締結するにあたって、下記規定条項目録記載1または2の条項を含む入会契約の締結をしないこと

- 2 下記規定条項目録記載 1 または 2 の条項を記載した会員規約承諾書、会員契約書等の取引書類を廃棄すること
- 3 下記規定条項目録記載 1 または 2 の条項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう）を貴社のウェブページから削除すること

【規定条項目録】

（貴社の会員規約承諾書上の条項の表示）

1

「9、【クーリングオフ】この書面をよく読んでください。

会員は、入会契約の成立した日（会員がこの書面を受理した日）を含む 8 日間を経過するまでは、書面（ハガキや封書＝消印有効）にて入会契約解除（クーリングオフ・特商法第 48 条）をすることができます。この場合お支払いの費用を返金いたします。尚、当会がクーリングオフについて不実告知や威迫したことにより、会員が誤認又は困惑して入会契約の解除を行わなかった場合においては、会員は当会より改めてクーリングオフができる旨の書面を受領した日を含む 8 日間を経過するまでは入会契約解除をすることができます。この場合、入会契約者はクーリングオフに伴う費用の請求、その他違約金の負担義務はなく、当会より請求されることはありません。又、既にサービスが提供なされている場合であっても、当会から費用の支払いを請求することはありません。」

2

「10、【中途解約権】

入会契約成立日から 8 日経過後、6 ヶ月の会員期限満了（無料更新期間を除く）までの間に本人より解約の申し出があった場合、所定の中途解約書に署名捺印の上、未提供分の役務提供費を返金します。又、費用の未払いがある場合は返金分より相殺します。

- (1) 役務提供前の場合は、契約の締結及び履行のための通常要する費用として政令で定められた初期費用 30,000 円を差し引いた金額を返金します。
- (2) 役務提供後の場合は、6 ヶ月の会員期限を基準とした未提供分の役務提供費を返金します。但し、役務提供の対価（初期費用 30,000 円と月会費含む）と特商法第 49 条第 2 項第 1 号に基づく解約手数料（損害賠償金・政令 15 条）を徴収します。」

第 2 紛争の要点

1 クーリングオフに関する事項について

- (1) 貴社の会員規約承諾書第 9 条をみますと、第 3 文においてクーリング

オフ妨害があった場合について述べたうえで、第4文以降において「この場合、入会契約者はクーリングオフに伴う費用の請求、その他違約金の負担義務はなく、当会より請求されることはありません。又、既にサービスが提供されている場合であっても、当会から費用の支払いを請求することはありません」と規定されています。

- (2) これらの文言を解釈すると、第4文の「この場合」とは、直前の第3文に規定されているクーリングオフ妨害がなされた場合だけを指すものと読むのが自然であり、そうであるとすれば、クーリングオフ妨害がなされていない場合には、貴社より違約金や費用の請求を受ける余地があると読みることになります。

しかし、これは、結婚相手紹介サービスなどの特定継続的役務提供契約について、無条件でのクーリングオフを認めた特定商取引法48条1項および4項よりも消費者に不利な条項として無効となり（同条8項）、適格消費者団体による差止請求の対象となります（同法58条の22第2項第1号）。

2 中途解約に関する条項について

- (1) 貴社の会員コースのうち、正会員「1年コース」について、貴社のホームページ上も会員期間が1年とされております。

しかし、「1年コース」の会員規約承諾書をみると、会員期限は6ヶ月間であり、残り6ヶ月は無料更新期間と定められております。

そして、第10条にはこれに沿った形で、「入会契約成立日から8日経過後、6ヶ月の会員期間満了（無料更新期間を除く）迄の間に本人より解約の申し出があった場合、所定の中途解約書に署名捺印の上、未提供分の役務提供費を返金します。」と定められています。

- (2) 特定商取引法49条において、結婚相手紹介サービスなどの特定継続的役務提供契約については、消費者の中途解約権が認められており、中途解約の際に事業者が請求しうる損害賠償等の金額の上限が定められています。

そして、同条2項1号によれば、役務提供開始後の中途解約の場合には、①提供された特定継続的役務の対価に相当する額および②当該特定継続的役務提供契約の解除によって通常生ずる損害の額として役務ごとに政令で定める額の合計とされており、同法施行令15条および別表第4によれば、結婚相手紹介サービスについては、②の政令で定める額は、2万円または契約残額（契約に関する役務の対価の総額から、すでに提供された役務の対価に相当する額を差し引いた額）の20%のいずれか低い額とされています。

(3) これを本件についてみると、契約内容は1年コースとされており、役務提供期間についても1年間提供されることが前提となっていることからすれば、役務提供費とされる140,400円は、1年間（12ヶ月）の役務提供に対する対価（1ヶ月あたり11,700円）であると解すべきところ、これを6ヶ月間の役務提供に対する対価（1ヶ月あたり23,400円）とみて中途解約時の返金額から差し引くことは、特定商取引法49条2項に定められた金額を超えて損害賠償額ないし違約金を定めるものであり、同条同項よりも消費者に不利な条項として無効となり（同条7項）、適格消費者団体による差止請求の対象となります（同法58条の22第2項第2号）。

3 結句

よって、当団体は、本書をもって、請求の要旨のとおり本件各条項の使用的停止等を請求します。

第3 訴えを提起する予定の裁判所

神戸地方裁判所姫路支部

以上